

東京都公報

発行
東京都

目次

- 東京都知事の職務代理順序に関する規則……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局観光部振興課）…一
- 東京都副知事の担任事項……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 令和元年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等……………（総務局総合防災部防災対策課）…二
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…四
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…四
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体（二件）……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……………（下水道局）…七
- 全国自治宝くじの発売……………（全国自治宝くじ事務協議会）…八

規則

雑報

公告

告示（選）

東京都知事の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和元年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十号

東京都知事の職務代理順序に関する規則

知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次の順序で副知事とその職務を代理する。

第一順位 副知事 長谷川 明

第二順位 副知事 多羅尾 光 睦

第三順位 副知事 梶 原 洋

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都知事の職務代理順序に関する規則（平成三十年東京都規則第百八号）は、廃止する。

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十一号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和五十八年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削り、同条第一項に項番号を付する。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

告示

●東京都告示第百九十四号

東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。
 なお、平成三十一年東京都告示第六百十九号(東京都副知事の担任事項)は、令和元年六月三十日をもって廃止した。

令和元年七月一日

東京都知事 小池 百合子

長谷川 明	副知事	担任事項
多羅尾 光睦		一 次の局等に関する事。 総務局、オリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局、港湾局、東京消防庁 二 次の行政委員会との連絡に関する事。 人事委員会、公安委員会
梶原 洋		一 次の局等に関する事。 政策企画局、生活文化局、福祉保健局、会計管理局、都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部 二 次の行政委員会等との連絡に関する事。 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会

●東京都告示第百九十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百

十四条、第百十七条及び第百十八条の規定に基づき、令和元年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

令和元年七月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 募集種目
- (一) 自衛官候補生(男子及び女子)
 - (二) 一般曹候補生(男子及び女子)
 - ※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。
 - (三) 航空学生(男子及び女子)
 - ※ 入隊と同時に二等空士又は二等海士として採用される。
- 二 応募資格
- (一) 自衛官候補生
 - 十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者(ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)
 - (二) 一般曹候補生
 - 十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者(ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)
- (三) 航空学生
- ア 航空自衛隊
 - 高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)
 - 又は高等専門学校三年次を修了した者(修了

見込みの者を含む。)で二十一歳未満の日本国籍を有する者

イ 海上自衛隊

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

又は高等専門学校三年次を修了した者(修了見込みの者を含む。)

で二十三歳未満の日本国籍を有する者

三 受付期間

- (一) 自衛官候補生
 - 通年。詳細については、最寄りの出張所等に問い合わせること。
 - (二) 一般曹候補生
 - 令和元年七月一日(月曜日)から同年九月六日(金曜日)まで
 - (三) 航空学生
 - 令和元年七月一日(月曜日)から同年九月六日(金曜日)まで
- 四 試験期日
- (一) 自衛官候補生
 - ア 令和元年九月十一日(水曜日) (男子及び女子)
 - イ 同月十七日(火曜日) (男子及び女子)
 - ウ 同月十八日(水曜日) (男子及び女子)
 - エ 同月十九日(木曜日) (男子及び女子)
 - オ 同月二十三日(月曜日) (男子)
 - カ 同月二十四日(火曜日) (男子)
 - キ 令和元年十月十九日(土曜日) (男子及び女子)
 - ク 同年十一月十七日(日曜日) (男子及び女子)
 - ケ 同年十二月七日(土曜日) (男子)

<p>六 受付場所</p> <p>五 試験場 東京都に所在する自衛隊施設等で実施</p> <p>四 航空学生</p> <p>ア 一次試験 令和元年九月十六日(月曜日)</p> <p>イ 二次試験 令和元年十月十五日(火曜日) から同月二十日(日曜日) まで</p> <p>ウ 三次試験 海上自衛隊 令和元年十一月二十二日(金曜日) から同年十二月十八日(水曜日) まで</p> <p>(イ) 航空自衛隊 令和元年十一月十六日(土曜日) から同年十二月十九日(木曜日) まで</p>	<p>七 受付時間</p> <p>(一) 別表の出張所等</p> <p>ア 平日の午前九時から午後六時まで</p> <p>イ 休日の午前十時から午後六時まで</p> <p>(二) 区市役所又は町村役場</p> <p>区市役所又は町村役場の所管課の執務時間内</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張所等の名称</th> <th>位 置</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部募集課</td> <td>新宿区市谷本村町十番一号</td> <td>〇三(三二六〇) 五四三</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部港出張所</td> <td>港区西新橋一丁目六番十三号 柏屋ビル四階</td> <td>〇三(三五九二) 五一〇一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部大田出張所</td> <td>大田区西蒲田七丁目一番六号 谷口ビル三階</td> <td>〇三(三七三六) 四二七一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集案内所</td> <td>世田谷区太子堂二丁目十二番二号 Tione世田谷ビル二階</td> <td>〇三(三四一一) 六〇三九</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部代々木募集案内所</td> <td>渋谷区代々木一丁目四十一番九号 DMK代々木ビル二階</td> <td>〇三(三三七四) 二二〇三</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部五反田募集案内所</td> <td>品川区東五反田四丁目十番十二号 共進ビル二階</td> <td>〇三(三四四五) 七七四七</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所</td> <td>豊島区西池袋一丁目十八番一号 光ビル五階</td> <td>〇三(三九八二) 七〇七五</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部北地域事務</td> <td>北区赤羽西一丁目三十七番二号 ジ</td> <td>〇三(三九〇〇) 八四一一</td> </tr> </tbody> </table>	出張所等の名称	位 置	電話番号	自衛隊東京地方協 力本部募集課	新宿区市谷本村町十番一号	〇三(三二六〇) 五四三	自衛隊東京地方協 力本部港出張所	港区西新橋一丁目六番十三号 柏屋ビル四階	〇三(三五九二) 五一〇一	自衛隊東京地方協 力本部大田出張所	大田区西蒲田七丁目一番六号 谷口ビル三階	〇三(三七三六) 四二七一	自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集案内所	世田谷区太子堂二丁目十二番二号 Tione世田谷ビル二階	〇三(三四一一) 六〇三九	自衛隊東京地方協 力本部代々木募集案内所	渋谷区代々木一丁目四十一番九号 DMK代々木ビル二階	〇三(三三七四) 二二〇三	自衛隊東京地方協 力本部五反田募集案内所	品川区東五反田四丁目十番十二号 共進ビル二階	〇三(三四四五) 七七四七	自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所	豊島区西池袋一丁目十八番一号 光ビル五階	〇三(三九八二) 七〇七五	自衛隊東京地方協 力本部北地域事務	北区赤羽西一丁目三十七番二号 ジ	〇三(三九〇〇) 八四一一	<p>所 エアール五階</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部練馬地域事務所 練馬区豊玉北六丁目三番三号 第八平和ビル四〇三 〇三(三九九一) 八九二一</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部高円寺募集案内所 杉並区高円寺南四丁目二十七番十号 佐野ビル六階 〇三(三三一八) 〇八一八</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部江東出張所 江東区亀戸一丁目八番九号 岩上ビル二階 〇三(三六八五) 二〇〇二</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部台東出張所 台東区東上野三丁目十七番八号 大野屋ビル二階 〇三(三八三一) 三五五五</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部足立地域事務所 足立区千住中居町三十三番三号 大橋ビル一階 〇三(三八八二) 八八三一</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部新小岩募集案内所 葛飾区東新小岩一丁目三番四号 塚原ビル三階 〇三(三六九六) 三五三七</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部立川出張所 立川市緑町四番地の二 立川地方合同庁舎二階 〇四(五二四) 〇五三八</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部西東京地域事務所 西東京市田無町四丁目二十八番十三号 おんべビル五階 〇四(四六三三) 一九八一</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部八王子地域事務所 八王子市東町一番六号 橋完LKビル三階 〇四(六四五) 八〇五〇</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部町田募集案内所 町田市原町田五丁目九番十五号 永和ビル二階 〇四(七二三) 一一八六</p> <p>自衛隊東京地方協 力本部福生募集案内所 福生市本町百四十二番地 マサビルB館二階 〇四(五五一) 四七二五</p>
出張所等の名称	位 置	電話番号																											
自衛隊東京地方協 力本部募集課	新宿区市谷本村町十番一号	〇三(三二六〇) 五四三																											
自衛隊東京地方協 力本部港出張所	港区西新橋一丁目六番十三号 柏屋ビル四階	〇三(三五九二) 五一〇一																											
自衛隊東京地方協 力本部大田出張所	大田区西蒲田七丁目一番六号 谷口ビル三階	〇三(三七三六) 四二七一																											
自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集案内所	世田谷区太子堂二丁目十二番二号 Tione世田谷ビル二階	〇三(三四一一) 六〇三九																											
自衛隊東京地方協 力本部代々木募集案内所	渋谷区代々木一丁目四十一番九号 DMK代々木ビル二階	〇三(三三七四) 二二〇三																											
自衛隊東京地方協 力本部五反田募集案内所	品川区東五反田四丁目十番十二号 共進ビル二階	〇三(三四四五) 七七四七																											
自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所	豊島区西池袋一丁目十八番一号 光ビル五階	〇三(三九八二) 七〇七五																											
自衛隊東京地方協 力本部北地域事務	北区赤羽西一丁目三十七番二号 ジ	〇三(三九〇〇) 八四一一																											

自衛隊東京地方協 国分寺市南町三丁 〇四二(三二四)
 力本部国分寺募集 目十一番十八号 一〇一〇
 案内所 サンスクエアビル
 一階

自衛隊東京地方協 府中市浅間町一丁 〇四二(三六五)
 力本部府中分駐所 目五番地五 府中 五〇一一
 基地内

●東京都告示第百九十六号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和元年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ヒューマンリソシア株式会社

(二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号

二 委託期間

令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根拠規定

建設業及び解体工事業 東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第
 二条第一号及び同条第四号

建設業許可申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例(平成十二年東京都条例第七
 十七号)別表一の部第四の款一
 の項

建設業許可更新申請手
 数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業登録申請
 手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業更新登録
 申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿
 謄本交付手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿
 閲覧手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款四の項

解体工事業者登録申請
 手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款一の項

解体工事業者登録更新
 申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款二の項

建設業許可の申請、変
 更の届出等に係る書類
 又はこれらの写しの閲
 覧手数料 東京都事務手数料条例第二条第
 十二号

●東京都告示第百九十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和元年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規 模	所在地	変更年
港湾	中央防	二二三三、 二五二一、 二三〇〇・ 七〇六・ 九九平方	江東区青海 三丁目地先	令和元 年七月 十五日
施設	波堤外	二二三三、 二五二一、 二三〇〇・ 七〇六・ 九九平方	江東区青海 三丁目地先	令和元 年七月 十五日
用地	側地区	九九平方	江東区青海 三丁目地先	令和元 年七月 十五日

港湾施 メートル メートル
 設用地

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により平成三十一年四月二日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都江東区第三十六支部	重松 佳幸	坂口 優	東京都江東区東雲1-8-16
自由民主党東京都品川区第二十四支部	沢田 洋和	沢田 洋	東京都品川区大井5-28-5
あさの克彦を働かせる会	中澤 俊一	中澤 俊一	東京都練馬区春日町4-18-8
梅沢五十六後援会	梅沢 五十六	梅沢 昭	東京都葛飾区立石8-6-1
改革新生倶楽部	緒方 輝男	緒方 輝男	東京都千代田区永田町2-9-6
風の党	鹿住 良人	鹿住 良人	東京都葛飾区東新小岩1-4-3
かつしか区民の力	大高 幹	深見 尚美	東京都葛飾区東四つ木3-6-12
かわべ康太郎・種まき会	河辺 康太郎	藤原 絹子	東京都町田市小山町997-18
佐藤英樹後援会	佐藤 英樹	佐藤 真樹	東京都町田市森野2-25-9
沢田政経研究会	澤田 大祐	澤田 昭大	東京都大田区北千束2-31-11
沢田ひろかず後援会	沢田 洋和	沢田 洋	東京都品川区大井5-28-5
しげまつよしゆき後援会	重松 佳幸	坂口 優	東京都江東区東雲1-8-16
台東区を住みよい町にしよう会	金沢 秀憲	金沢 秀憲	東京都台東区下谷2-12-8
脱原発自然エネルギー推進の会	小暮 恭久	小暮 恭久	東京都練馬区向山3-28-2
つたえりな後援会	蔦 絵梨奈	蔦 絵梨奈	東京都葛飾区高砂3-12-17
東京良風会議	田川 きよみ	中尾 浩規	東京都大田区千鳥3-11-19
トクマ後援会	村橋 和久	村橋 和久	東京都台東区下谷1-10-5
都民ファーストの会つたえりな後援会	蔦 絵梨奈	蔦 絵梨奈	東京都葛飾区高砂3-12-17
都民ファーストの会練馬	小暮 恭久	小暮 恭久	東京都練馬区向山3-28-2
長島かおるを育てる会	名雪 薫	名雪 顕久	東京都三鷹市新川6-36-36
はちやけんじと東村山を元気にする会	蜂屋 健次	田口 満	東京都東村山市多摩湖町1-21-9
浜野元貴後援会	濱野 元貴	濱野 さつき	東京都葛飾区堀切8-4-8
船越のりお後援会	船越 紀雄	船越 紀雄	東京都足立区平野3-26-13
牧野のりかた後援会	牧野 憲賢	吉岡 道子	東京都渋谷区幡ヶ谷2-6-12
森山高至後援会	望月 秀一	米田 秀実	東京都中央区築地6-21-3

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により令和元年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年七月一日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
仁政会	渡邊 徹	国見 健介	東京都新宿区百人町2-4-7

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 東京国際空港第2ゾーン 計画

二 店舗所在地 大田区羽田空港二丁目二番ほか

三 設置者名 羽田エアポート都市開発株式会社

四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和二年四月一日

七 店舗面積の合計 三千七百四十五平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百四十二台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側 百七台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南西側 百八平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十七 届出日 令和元年五月三十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和元年七月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 立飛みどり地区プロジェ

<p>十七 届出日 令和元年六月七日</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗西側</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十二・四七立方メートル</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二百六十平方メートル</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百二十六台</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十七台</p>	<p>七 店舗面積の合計 三千二百平方メートル</p>	<p>六 新設をする日 令和二年四月一日</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地</p>	<p>三 設置者名 株式会社立飛ホールディングス</p>	<p>二 店舗所在地 立川市緑町三番一ほか</p>	<p>クト</p>
<p>(二) 提出先 千代田区大手町二丁目六番二号</p>	<p>(一) 提出期間 令和元年八月一日(木曜日)から同月三十日(金曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)</p>	<p>三 受験申込書の提出期間、提出先等</p>	<p>二 試験会場 青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号</p>	<p>一 試験期日 令和元年九月二十九日(日曜日)</p>	<p>東京都下水道局長 和賀井 克 夫</p>	<p>令和元年七月一日</p>	<p>条第四項の規定により公告する。</p>	<p>規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二</p>	<p>資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者</p>	<p>号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者</p>	<p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九</p>	<p>排水設備工事責任技術者資格試験の実施について</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十九 縦覧期間 令和元年七月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業</p>
<p>提出先</p>	<p>提出期間</p>	<p>提出先等</p>	<p>試験会場</p>	<p>試験期日</p>	<p>和賀井 克 夫</p>	<p>公告する。</p>	<p>規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二</p>	<p>資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者</p>	<p>号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者</p>	<p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九</p>	<p>排水設備工事責任技術者資格試験の実施について</p>	<p>縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>縦覧期間 令和元年七月一日から同年十一月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業</p>	<p>東京都下水道サービズ株式会社</p>

雑報

(三) 提出方法
郵送によること。

四 受験手数料
六千円

五 受験申込書等の配布について
試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービズ課及び市町村下水道担当部署において、令和元年七月二十二日(月曜日)から配布する。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百九十六号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和元年七月一日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八七七回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 四千万枚 八十億円
 (二十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。)

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和元年八月十四日から同年九月十日まで

七 抽せん期日 令和元年九月十七日

八 当せん金支払開始期日 令和元年九月二十四日

九 当せん金の額及び当せんの数
 等 級 当せん金 当せん本数

一等 一億円 一本

一等の前後賞 二千万円 二本

一等の組違い賞 九十九本

二等 百万円 百本

三等 十万円 二千本

四等 一万円 一万本

五等 二千元 十万本

六等 二百円 百万本

計 百十一万二千二百二本

備考

十 注意事項
 (一) 当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

(二) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (三) 証券は、転売できない。

発行所 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

